

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要について

容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・ 容器包装廃棄物に係る効果的な 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

質の高い分別収集・
再商品化の推進

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

事業者間の
公平性の確保

再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則を強化する。

容器包装廃棄物の
円滑な再商品化

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

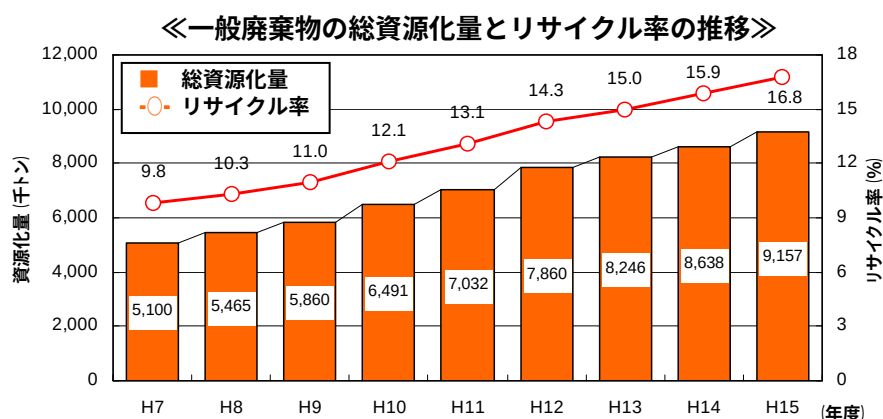
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

平成 18 年 3 月
環 境 省
経 済 産 業 省

I 改正の趣旨及び背景

(1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)は、一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、家庭ごみの 6 割(容積比。重量比は 2～3 割)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用の確保を図る目的で平成 7 年に制定された。

(2) 法施行後 10 年が経過し、ペットボトルの回収率が大きく伸びる等、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展し、一般廃棄物のリサイクル率の上昇に資するとともに、一般廃棄物の最終処分量が年々減少し、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られる等、循環型社会の形成に寄与してきた。



(3) 以上を踏まえ、次のような基本的方向に沿って、容器包装リサイクル法の改正を行う。

① 循環基本法における 3 R 推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進する。

また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

② 社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

③ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

国・自治体・事業者・国民等の各主体が、自らが率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

II 改正の概要

1. 排出抑制に向けた取組の促進

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、排出抑制に向けた基本的な方向を国として示した上で、消費者の意識向上を図るとともに、消費者における排出の抑制を促進するための事業者（小売業者等）の取組を促進する。

(1) 目的・基本方針等における排出抑制の促進に係る規定の追加

(第1条、第3条、第5条、第6条、第8条及び第9条関係)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進することを明確にするため、法の目的規定、基本方針に定めるべき項目の規定、国及び地方公共団体の責務規定等に、排出抑制の促進に係る規定を加える。

(2) 消費者の意識向上・事業者との連携を図るための取組

(第7条の2及び第7条の3関係)

- ① 容器包装廃棄物の排出の抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱する。
- ② 環境大臣は、社会全般の容器包装廃棄物の排出抑制に向けた活動の基盤づくりとして、排出抑制に資する情報の提供や調査を行う。

(3) 事業者の自主的取組を促進するための措置

(第7条の4から第7条の7まで、第46条の2、第48条及び第49条関係)

- ① 容器包装利用事業者（小売業者等）が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために取り組むべき措置に関する「判断の基準となるべき事項」を主務大臣（事業所管大臣）が定めることとする。この場合、主務大臣はあらかじめ環境大臣に協議するとともに、環境大臣は必要に応じて、判断の基準に関し主務大臣に意見を述べるができることとする。
- ② 主務大臣は判断基準に基づき、事業者に対する指導・助言を行うとともに、容器包装を多量に利用する事業者に対し、事業活動に伴う容器包装の使用量及び容器包装の使用の合理化のために取り組んだ措置の実施状況に係る定期報告を義務付ける。
- ③ 判断の基準に照らして取組が著しく不十分な容器包装を多量に利用する事業者に対しては、勧告・公表・命令の措置を講ずることとし、この命令違反に対しての罰則を設ける。

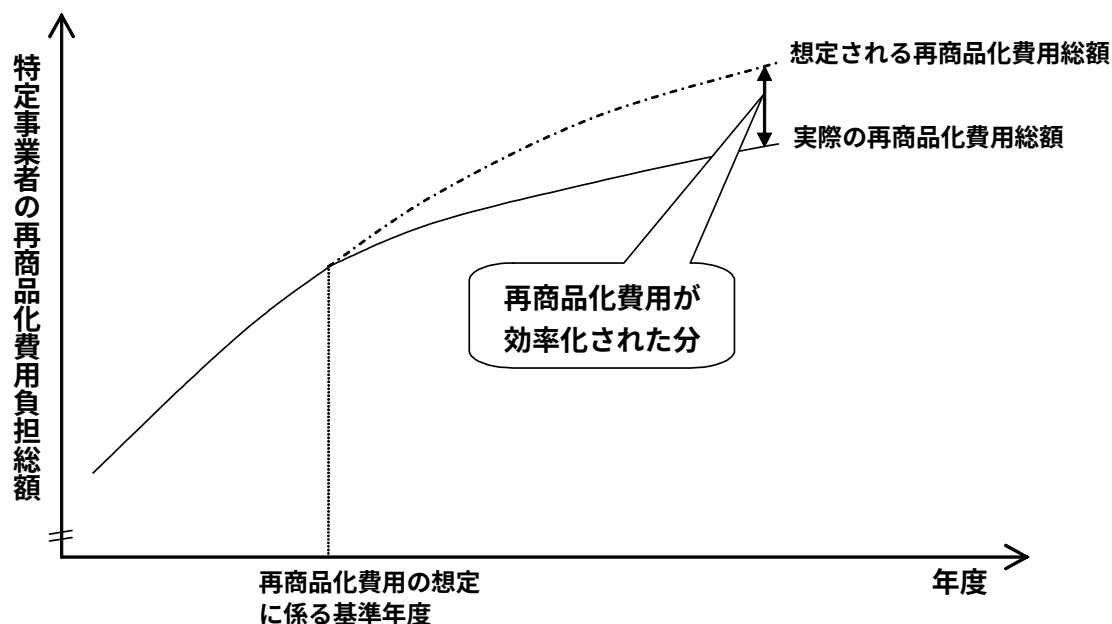
〔レジ袋の使用抑制対策については、判断基準の中で位置付けることにより対応する予定。〕

(4) 市町村分別収集計画の公表の義務付け（第8条第4項関係）

容器包装廃棄物の分別収集・排出抑制等に係る事業者・消費者の理解を深めるため、市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これを公表するものとする。

2. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設（第10条の2関係）

- 現行法において、容器包装廃棄物の分別収集は市町村が、分別基準適合物の再商品化は事業者が行っているが、市町村が質の高い分別収集（異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等）を実施した場合、再商品化の質の向上等により処理コストが低減され、実際の再商品化費用が当初想定していた再商品化費用を下回ることとなる。
- このため、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設する。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組（分別基準適合物の質的向上等）によるものと事業者の取組（再商品化の高度化等）によるものがあるため、効率化分の2分の1とする。
- 各市町村への資金の拠出については、より効果的・効率的に容器包装に係る3Rを推進する観点から、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行う。



3. その他の措置

(1) 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化（第 46 条関係）

再商品化の義務を果たさない特定事業者、いわゆる「ただ乗り事業者」に対する抑止効果を高めるため、罰則を現行の「50 万円以下の罰金」から「100 万円以下の罰金」に引き上げる。

(2) 「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し等に関する事項」の基本方針への追加 (第 3 条第 2 項関係)

本法においては、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、国は基本方針を定めることとされている。

自ら定めた計画どおりに容器包装廃棄物を事業者に引き渡さない市町村が存在することや分別収集された廃ペットボトルの国外への流出など、再商品化のための円滑な引渡しが行われていない状況がある。

このため、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を基本方針に加え、国の方針として、市町村による容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引渡しを促進することを明らかにする。

III 施行期日

今回の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化等の規定については公布の日から 6 月を超えない政令で定める日から、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設に係る改正規定については平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

※ なお、改正後の容器包装リサイクル法については、施行後 5 年を目途に見直しを行うこととしている。